

国会

法律番号：76/2015/QH13号

ベトナム社会主義共和国

独立 - 自由 - 幸福

政府組織法

ベトナム社会主義共和国の憲法に基づき、国会は政府組織法を公布する。

第1章

総則

第1条 政府の位置づけ、機能

政府はベトナム社会主義共和国の最高国家行政機関であり、行政権を行使し、国会の執行機関である。

政府は国会に対し責任を負い、国会、国会常務委員会および国家主席に対し業務を報告する。

第2条 政府の組織構造および閣僚

1. 政府は首相、副首相、大臣、省庁同格機関の長からなっている。首相は大臣を指名し、閣僚名簿を国会に提出し、採択を求める。

2. 政府組織は省庁、省庁同格機関からなっている。

省庁、省庁同格機関の設立・廃止は首相が決め、国会の採択を求める。

第3条 政府の任期

政府の任期は国会の任期に従う。国会任期終了時、政府は新国会が政府を設立するまで職務を続けていく。

第4条 首相

1. 首相は国会が国家主席の推薦に基づき、国会議員の中から選出する。

2. 首相は政府および国の行政システムの長である。

第5条 政府の組織、活動の原則

1. 憲法と法律を遵守し、憲法と法律により社会を管理し、民主主義的中央集権制を実施し、男女平等を確保する。

2. 政府、首相、大臣、省庁同格機関の長の任務、権限、責任および省庁・省庁同格機関の間の管理範囲を明確に分ける。長の個人責任を強調する。

3. 簡潔・行動的・効率的で効果がある行政機構を設立し、下級機関が上級機関の指導、指示、決定を遵守する原則を確保する。
4. 政府と地方政府間で役割、権力を適切に分担し、政府の統一的な管理権力を確保し、地方政府の自主性、創造性を発揮しながら自己責任を果たす。
5. 政府、省庁、省庁同格機関、地方公共団体の活動を明白化、近代化する。統一的・貫通的・連続的・民主的・近代的で、人民のため、人民の検査・監査を受ける行政を行うことを確保する。

第2章 政府の任務と権限

第6条 憲法、法律の施行指導における政府の任務と権限

1. 憲法、法律、国会決議、国会常務委員会の法令・決議、国家主席の命令・決定を施行し、委ねられた任務・権限を遂行するために、適時かつ十分に法的文書を公布する。政府、首相、大臣、省庁同格機関の長、地方政府の公布された文書の合憲性、合法性、統一性を確保する。それらの文書の施行状況を検査し、違憲・違法の文書を処分する。
2. 憲法、法律、国会決議、国会常務委員会の法令・決議、国家主席の命令・決定の施行を展開するための施策を定め、政府の決議、政令、業務内容の展開を指導するとともにそれらの実施を検査する。
3. 憲法、法律の宣伝・普及・教育業務を指導・指示する。憲法、法律を施行するための物的インフラ、人材その他資源を確保する。司法行政、司法補助、国の賠償、裁判所判決の執行といった業務を統一的に管理する。
4. 憲法、法律の施行状況をまとめ、評価し、法規に従い国会、国会常務委員会、国家主席に報告する。

第7条 政策策定および法律、法令の提案における政府の任務と権限

1. 戦略、企画、計画、政策、プログラム、プロジェクトを提案・作成し、国会と国会常務委員会に提出し、決定を求める。
2. 戦略、企画、計画、政策、プログラム、プロジェクトを権限により決定する。
3. 法案、決議草案を国会に、法令案、決議草案を国会常務委員会に作成・提出する。
4. 機関、組織、議員が提案した法案、法令に関する政府の意見を国会と国会常務委員会に報告する。

第8条 経済の管理、発展における政府の任務と権限

1. 国民経済を統一的に管理する。社会主義を志向する市場経済制度を推進する。マクロ経済の安定とバランスを確保する。国営経済を強固にし、発展させる。地域経済連

携を促進する。国民経済を速く持続的に発展させるために各経済セクターの潜在力および社会的資源を活用する。

2. 社会主義を志向する市場経済制度を構築・実施し、各経済セクターにおける事業者間の平等的・競争的・協調的な環境を構築する。市場要素を十分かつ総合的に創出・発展させ、各種の市場を効果的に運営する。

3. 国の経済社会発展の基本的な目標、指標、政策、任務を設定し、国会に提出する。国の財政、金融、賃金、価格の具体的な政策を定める。経済社会発展の戦略、企画、計画を決定し、その実施を指導・案内する。

4. 毎年の国の予算案と中央政府予算配分案を国会に提出する。国の決算および国会が決定した投資方針の重要なプログラム・プロジェクトの決算を行う。国会決議により予算の実施を展開・運営する。国の財政状況および予算持続性と公的債務の安全性に関する要求を結びつける財政リスクを国会に報告する。

5. 工業化、近代化、国際経済参入、農業発展、新農村建設を実施するための具体的な政策を決定する。

6. 法規により、国民共有の財産に関する代表者としての役割を果たし、国営企業における国の資金の所有主としての役割を果たす。国の資源を効率的に使用するために統一的に管理する。法規により、国の機関における予算使用、公的財産、財務制度執行を統一的に管理する。節約、浪費防止の政策を実施する。

7. 国内資源を活用することにより、国際経済参入の活動を統一的に管理する。独立・主権の尊重、互惠、国内生産補助・促進の原則を基に、各国・地域・国際組織との経済協力の各種形態を発展させる。あらゆる経済セクターの企業を激励するための具体的な政策を決定する。国際経済に積極的、能動的に参入する。外国投資を奨励し、海外定住ベトナム人の国内投資の便宜を図る。

8. 国の会計、統計の業務の実施を指導・展開・管理する。

第9条 自然資源、環境の管理および気候変動対応における政府の任務と権限

1. 自然資源、環境、気候変動対応を統一的に管理する。環境保護とその品質を改善・向上する企画、計画、政策を策定する。自然災害の予防・防止や気候変動対応を能動的に展開する。

2. 環境を保護しながら自然資源を効率的に管理・使用する。自然や生物多様性を保存する。クリーンエネルギー開発、クリーン生産、クリーン消費を推進する。環境サービス、廃棄物処理を発展させる。

3. 災害防止措置や気候変動対策を能動的かつ効果的に講じることを目的として、水文気象、気候変動の研究、予測を統一的に管理し、その品質を向上し、環境影響を判定する。

4. 環境を保護・改善・保全する具体的な政策を決定する。重要な地域における環境衰退状態に対する集中的な処理を指導する。汚染をコントロールし、環境事故を処理・克服する。

5. 自然資源を保護・改造・再生・合理使用する政策を実施する。

第10条 科学技術管理における政府の任務と権限

1. 科学技術、基準、測量、製品品質、知的財産、科学技術移転といった事業を統一的に管理・発展させる。

2. 科学技術開発の政策・計画の実施を指導し、科学技術の成果を効果的に応用する。

3. 科学技術市場の発展を目指し、科学技術の具体的な政策を決定する。

4. 科学技術を開発させるために社会的資源を動員し、科学技術開発向けの投資金を多様化し、効率的に使用する。先端科学技術、ハイテク、基礎科学の開発を優先する。ベトナムが優位性を持つ技術の開発に焦点を置く。

5. 全ての人々が科学技術事業に参入し、その利益を享受できるように体制、政策を策定する。

第11条 教育訓練における政府の任務と権限

1. 国民教育制度を統一的に管理する。

2. 経済社会発展の需要に相応しい教育発展を確保するための具体的な政策を決定する。教育訓練事業発展、国民知識向上、人材育成、才能がある人の誘致・育成・重視を実施するために投資配分を優先し、各種資源動員を奨励する。

3. 教育訓練を発展させるために、社会的資源を生かした体制、政策を策定する。学習社会形成のための便宜を図る。

4. 山岳地帯、離島、少数民族地域、経済社会が大変困難な地域における教育発展を優先する。身体障害者、貧しい人が義務教育、職業訓練を受けられるような便宜を図る。

第12条 文化、スポーツ、観光の管理における政府の任務と権限

1. 文化、スポーツ、観光を統一的に管理・発展させる。

2. 民族的、人文的、民主的、科学的な特徴を持ち、近代的かつ民族的アイデンティティーが強く、ベトナム各民族の多様性における統一的な文化を構築するための具体的な政策を決定する。文化遺産の価値を保存・発揮する。文化、芸術の創造力を持つ才能がある人の活躍を奨励する。

3. 体育・スポーツ発展のための具体的な政策を決定する。プロスポーツ、成績の高いスポーツを発展させるための資金配分、社会的資源動員を優先的に行う。

4. 観光発展のための体制、政策を策定する。国内観光の質を向上させ、海外観光を発展させる。

第13条 情報通信の管理における政府の任務と権限

1. 情報通信事業を統一的に管理・発展させる。

2. 情報通信システムの開発、管理、安全保障のための政策、方法を策定する。情報通信の科学技術を経済社会発展に応用する。

3. 電子政府を構築・発展させ、国家管理事業への情報技術応用を推進するための必要な条件を確保し、法規により国民に情報を提供する。

4. 悪の思想・悪の文化商品の宣伝や、国益を損ない、ベトナム人の人格、道徳および良好な生活様式を破壊する歪曲情報を防止するため、効果的な対策の実施を決定・指導する。

第14条 医療、国民保健、人口の管理における政府の任務と権限

1. 医療、国民保健、人口を統一的に管理する。

2. 品質がますます高くなるように医療人材を育成するための資金を与える。予防医療を診察・治療と結びつけながら、近代的な医学を伝統医学と結びつけることを方針としてベトナム医学を発展させる。国民の高まりつつある保健ニーズに応えられるように近代化の医薬産業を発展させ、医薬と医療機器を十分に提供する。

3. 国民医療保険制度の実施を基に、国民の健康を保護するための持続的な医療財源を確保する。

4. 少数民族、山岳地帯・離島・経済社会が大変困難な地域の住民に向けた健康保護の優先政策を実施するために国民健康保持増進政策を策定し、国会に提出し、決定を求める、もしくは権限により自己決定する。

5. 人口政策、家族計画を統一的に管理・実施する。人口の合理的な規模と構造を維持し、人口の品質を高め、全国の経済社会発展と都市発展に相応しい住民分布を行う。

第15条 社会福祉政策実施における政府の任務と権限

1. 社会福祉政策の実施を統一的に管理する。

2. 人材育成のための具体的な政策を決定する。キャリアカウンセラー、雇用創出、労働条件改善を行う。労働生産性を向上させる。労働者・労働使用者の合法的な権利、利益を保護する。進歩的かつ調和して安定した労働関係を築くための便宜を図る。

3. 国奉仕の功績ある人・家庭のための賞賛、優遇政策を実施する。社会保障制度を発展させ、貧困撲滅プログラム実施を指導する。社会補助を行い、高齢者、身体障害者、貧しい人、生活に困窮する人のための補助政策を施す。住宅発展政策を策定し、全ての人が居住の場を持てるようにする。

4. 平等・富裕・幸福なベトナム家庭を築く政策実施を指導・展開する。政治・経済・文化・社会・家庭における男女平等を確保する。母と子供の健康を保養する。婦人と子供に対する暴行、品格を損なう行為を予防する対策を実施する。

5. 青少年が学習、労働、娯楽、体力・知恵発展ができるように良好な環境を整える。道徳、民族伝統、国民意識を養い、祖国建設保護のための創造的な労働における若者の能力を発揮する。

6. 社会の弊害を予防・処理・防止する対策を実施する。

第 16 条 民族問題における政府の任務と権限

1. 国家民族政策を策定し、国会に提出し、決定を求める。

2. 平等・団結・尊重・発展のための相互援助を目指す民族政策の実施を確保できる具体的な政策を決定する。民族差別、民族団結破壊の行為を厳禁する。各民族間の社会公平を行い、民族それぞれの言語、文字の使用権を認める。民族特徴を保存し、民族それぞれの良好な風俗習慣、伝統、文化を発揮する。

3. 少数民族が自己能力を発揮し、国の発展と並行できるように具体的な政策と全面发展に向けた優先措置を策定する。インフラ整備や経済社会発展プログラム、プロジェクトを行い、少数民族の物的・精神的な生活水準を一步ずつ向上させる。

4. 少数民族の人材を育成・培養・使用する企画、計画を実施する。

第 17 条 信仰、宗教における政府の任務と権限

1. 国家宗教政策を策定し、国会に提出し、決定を求める。

2. 宗教政策を実施・管理し、国民の信仰・宗教・無宗教の自由権を確保する。

3. 法の下で宗教平等権を確保する。信仰、宗教の自由権を侵害する行為、または法律違反するのに信仰、宗教を利用する行為の全てを防止する。

第 18 条 国防における政府の任務と権限

1. 国防を統一的に管理する。

2. 部隊の合理的な人数、強大な予備部隊、強固な民兵を持ち、国防任務と国際義務を果たす主要な勢力として正規・精鋭、着実に近代化する革命軍隊を築くための政策・法律を実施する。

3. 全国民に国防安全保障を教育し、全国民国防制度を強化する。全国民国防と結びつける人民による安全保障体制を築き、経済を国防安全保障と結合する。独立、主権、統一、領土保全を守り、世界と地域の平和維持に貢献するための対策を実施する。

4. 総動員または局地的動員の命令、非常事態宣言および祖国保護、国民の生命と財産保護施策を指導する。

5. 国防安全産業を発展させ、軍隊のための装備を確保する。国防分野における幹部、兵士、従業員、公務員のための優遇政策と軍人家族支援制度を実施する。

第 19 条 秘密保持における政府の任務と権限

1. 秘密保持部門を統一的に管理する。

2. 国の情報、秘密保持の要求に応えられるように正規、近代化、統一的かつ厳正な組織としての秘密保持部門を築くために政策、法律を実施する。

3. 共産党、政府の重要な通信ネットワークにおける国家情報暗号化システム、デジタルサイン証明専用システム、情報安全監査システムを築き、発展させる。暗号の研究、制作、経営、使用を管理する。

4. 秘密保持部門従事者のための優遇措置を実施し、物的・精神的な生活を保障する。

第 20 条 国家安全保障、社会秩序・安全確保における政府の任務と権限

1. 国家安全保障、社会秩序・安全確保を統一的に管理する。

2. 国家安全保障、社会秩序・安全確保、犯罪予防・防止の任務を果たす基本的な勢力になるように正規、精鋭であり、一歩ずつ近代化する革命的公安部門を築くための政策、法律を実施する。

3. 人民安全体制を築き、全国民による祖国安全保護運動を起こし、政治安定を維持し、犯罪・違法行為を防ぎ、社会秩序安全を確保するための政策、法律を実施する。

4. 公安部門における幹部、警官、従業員の物的・精神的な生活を保障するための優遇政策を実施する。

第 21 条 国家と社会の権利、利益および人権、公民権を守ることににおける政府の任務と権限

1. 国家と社会の権利、利益および人権、公民権を守る対策を策定し、国会、国会常務委員会、国家主席に提出し、決定を求める。

2. 国家と社会の権利、利益および人権、公民権を守るための具体的な対策を決定する。

3. 公民が憲法・法律の規定に従って権利を使用し、義務を果たすように便宜を図る。

第 22 条 対外関係、国際統合における政府の任務と権限

1. 対外関係、国際統合を統一的に管理する。対外関係の基本政策を作成し、国会の決定を求める。

2. 独立、自主、平和、友好、協力、発展の対外政策を実施する。独立・主権・領土保全の尊重、内政不干涉、平等、互惠といった原則を基に関係を多様化・多角化し、国際統合・協力を積極的で能動的に展開する。各国と国際組織との関係を強化・拡大するための方針、対策を決定する。国の独立、主権、領土保全、国益を守り、国際社会におけるベトナムの地位を向上させる。

3. 国会、国家主席の権限において、国際条約加入またはその効力停止について、国会、国家主席に提出し、批准を求める。国家主席の委任を受け、国際条約を国の代表として交渉・締結する。政府の代表として国際条約の締結、加入、批准または効力停止を決定する。

4. 経済、科学技術、教育訓練、文化その他分野において各国、地域、国際組織との協力に関する具体的な政策を決定・指導し、対外広報を促進・強化する。

5. 軍隊が世界と地域において平和維持に参加することを国防安全保障評議会に提案し、決定を求める。

6. 各国、国際組織における国の代表機関の活動を展開・指導する。ベトナム公民、海外定住ベトナム人の正当な利益を守る。ベトナム法律とベトナム社会主義共和国が加盟した国際条約に基づき、ベトナム在留外国組織・個人の活動を管理する。

7. 海外定住ベトナム人が共同体団結を強化し、ベトナムの良好な文化・伝統の特徴を保存し、故郷・家族との密接な関係を維持し、故郷・祖国の建設に貢献することを奨励するための具体的な政策を決定する。

第 23 条 国家行政機構の組織、公務員・幹部制度、競争・賞賛における政府の任務と権限

1. 国家行政機構、公務員・幹部制度を統一的に管理する。

2. 政府の組織構造を国会に提案し、決定を求める。省庁、省庁同格機関を設立・廃止する。省・中央直轄市（以下「省」という）、特別行政・経済区域を設立・解体・合併・分割し、その境界を調整する。省級の下の区域の設立・解体・合併・分割・境界調整を国会常務委員会に提案し、決定を求める。

3. 政府所属機関の設立・合併・解体を決定する。省庁、省庁同格機関、政府所属機関の機能、任務、権限、組織構造を定める。省級人民委員会と郡・区、町、省直轄市、中央直轄市（以下「郡」という）の人民委員会の専門機関組織を定める。

4. 国の機関と公的事業体における幹部、公務員、従業員を統一的に管理する。中央から地方までの役所、公的事業体における公務員、従業員の採用定数を管理する。

5. 中央から地方までの国の機関における公務員、従業員の賃金、手当てその他制度、政策を統一的に管理・実施する。

6. 国の行政改革、公的業務・公務員制度改革の実施を指導する。統一的、貫通的、連続的、民主的、クリーン、プロフェッショナル、近代的、効果的、効率的で、人民のため、人民の検査を受ける行政体制の実施を確保する。

7. 協会、非政府組織の組織、活動を統一的に管理する。

8. 競争、賞賛の実施を統一的に管理する。

第 24 条 監査、検査、公民応接、陳情解決、告発、官僚主義・汚職・浪費の防止における政府の任務と権限

1. 国の機関における監査、検査、公民応接、陳情・告発の解決、官僚主義・汚職・浪費の防止を統一的に管理する。

2. 国の機関および経済社会活動における官僚主義・汚職・浪費の防止の実施を指導する。

3. 官僚主義・汚職・浪費の防止の実施を検査する。

第 25 条 地方政府に対する政府の任務と権限

1. 国会の法律、決議や国会常務委員会の法令、決議により地方政府のためのレベル分担、権力分担を実施する。

中央から統一的な管理の確保を原則に、政府は地方政府に対し、現地の条件や政権の能力に適するいくつかの任務の決定、または実施を分担する。

地方政府の能力や具体的な条件に基づき、政府は実施を確保できる限りいくつかの任務を地方政府に委任する可能性がある。

2. 憲法や国会の法律・決議、国会常務委員会の法令・決議、国家主席の令・決定、政府の決議・政令、首相の決定・指示を実施することにおいて、人民評議会を指導・検査する。人民評議会の決議の合憲性、合法性を検査する。人民評議会が法規に基づき任務と権限を遂行するように便宜を図る。

3. 地方人民委員会の活動を指導・指示・案内・監査・検査する。

4. 人民評議会、人民委員会、主権者の提議を解決する。

5. 地方人民評議会、人民委員会の役職・職名に対する待遇制度、政策を制定する。

第 26 条 ベトナム祖国戦線中央委員会と各政治社会組織との政府の関係

1. 政府はその任務、権限を遂行することにおいて、ベトナム祖国戦線中央委員会および各政治社会組織中央機関と協調する。

2. 政府、ベトナム祖国戦線中央委員会および各政治社会組織中央機関との業務協調体制を制定する。

3. 国会提出向けの法案・決議案、国会常務委員会提出向けの法令案・決議案、政府の政令案を作成する際、政府はベトナム祖国戦線中央委員会と関連各政治社会組織中央機関にそれを送付し、コメントを求める。

4. 政府はベトナム祖国戦線中央委員会と各政治社会組織中央機関に経済社会状況や国民の様々な階層に関連する重要な決定、方針について常時通知する。

5. 政府はベトナム祖国戦線中央委員会と各政治社会組織中央機関が国民に法律を教育・普及し、国民による人民政権構築・強化への参加を奨励・指導し、国の方針・政策・法律の実施を案内し、国の機関、国民投票に選出された代表者、幹部、公務員の活動を監査するために便宜を図る。

6. 政府はベトナム祖国戦線中央委員会と各政治社会組織中央機関の提議を検討・解決・返答する責任を負う。

第 27 条 政府の責任

1. 政府はその任務・権限の遂行や行政機構の管理・運営の結果・効率・効果、自分が国の権限を有する機関に提案した方針・政策について国会に対し責任を負う。

2. 政府は1年に2回国会、国会常務委員会、国家主席に業務を報告する。

政府は国会、国会常務委員会、国家主席の要求がある場合、業務の緊急報告をする。

第 3 章

政府首相の任務と権限

第 28 条 政府首相の任務と権限

1. 政府の業務を指導する。政策策定、法律施行の展開を指導する。官僚主義、汚職、浪費を予防・防止する。
 - a) 国会、国会常務委員会に提出する法律、法令、決議の草案の作成を指導・指示する。
 - b) 政府と首相の決定権限における法律文書、戦略、企画、計画、政策その他プロジェクトの作成を指導・指示する。
 - c) 政府の閣僚間の活動を指導・調整・調和する。大臣と省庁同格機関の長の間になかった意見がある場合、問題を決定する。
 - d) 国の機関と経済社会の活動における官僚主義、汚職、浪費を予防・防止する業務の実施を指導する。
 - d) 省級人民委員会委員長が法規を施行し、政府の経済・文化・社会・国防・安全の管理分野におけるプログラム、計画、戦略を実施することを指導・指示する。
 - e) 全国にわたり憲法、法律の施行過程における違反処理を指導・指示する。
2. 中央から地方までの国家行政体制の活動を指導し、その責任を負い、国家行政の統一性、貫通性、連続性を確保する。
 - a) 人民のために尽くし、経済文化社会発展と国防安全強化の任務を果たす過程において、中央から地方までの国家行政体制の活動を管理・運営する。
 - b) 中央から地方までの国家行政体制における幹部、公務員、従業員を指導し、統一的に管理する。
 - c) 国家行政体制における幹部、公務員の業務実施を指導・指示・監査・検査する。
 - d) 中央から地方までの国家行政体制における幹部、公務員、従業員に対する管理業務を監査・検査することを指導・指示する。
 - d) 国家行政体制における幹部、公務員に対する管理のレベル分担を決定する。
 - e) 国の機構を運営するためのあらゆる施設、財政、予算の管理・運営を指導・指示する。
 - g) 首相の権限範囲内の一つまたはいくつかの任務を果たすことを副首相大臣、または省庁同格機関の長に委任する。
 - h) 中央から地方までの国家行政体制における行政改革と公務員制度改革を指導・指示する。
 - i) 大臣、省庁同格機関の長、地方政府および中央から地方までの国家行政体制における機関の長の活動を指導・指示・検査する。

3. 副首相、大臣その他閣僚の任命、免職、解任を国会に提出し、認証を求める。国会会期がない間には、副首相、大臣その他閣僚の一時解任を国家主席に提出し、決定を求める。
4. ベトナム社会主義共和国の特命全権大使の任命、免職を国会常任委員会に提出し、認証を求める。
5. 国会会期がない間は、大臣または省庁同格機関の長が欠員する場合、内務省大臣の提案により代理の大臣、省庁同格機関の長を任命することを決定する。省級人民評議会の二つの会期の間、省級人民委員会委員長を欠く場合、内務省大臣の提案により省の代理する人民委員会委員長を任命することを決定する。
6. 副大臣、省庁・省庁同格機関における、相当の役職を任命、免職、解任、辞任許可を決定する。政府所属機関の長、副長の任命、免職、解任を決定する。
7. 省級人民委員会委員長、副委員長の選出、免職、転勤、業務停止、解任を認証する。省級人民委員会委員長に対し、権限を有する組織に委ねられた任務を完遂しない、または法律に違反した下級の人民委員会の委員長、副委員長を業務停止・解任するよう要求する。
8. 憲法、法律、上級国家機関の文書に反する大臣、省庁同格機関の長、省級の人民委員会・人民委員会委員長の文書を実施することを停止・廃止する。憲法、法律、上級国家機関の文書に反する省級人民評議会の決議を施行することを停止するとともに国会常務委員会の廃止を求める。
9. 政府の任務、権限の範囲内で国際条約の交渉を決定・指導し、その署名、加入を指導する。ベトナム社会主義共和国が加入した国際条約の実施を展開する。
10. 省、郡の人民委員会傘下の特殊専門専門機関の設立または解散の基準・条件を決定する。省級人民委員会傘下の機関、組織の設立を決定する。首相の分野横断的重要な問題の研究、指導、解決協調を助力しようとして必要がある場合、評議会、委員会の設立を決定する。
11. 政府会議を召集し議長を務める。

第29条 首相の責任

1. 政府および中央から地方までの行政体制の活動や委ねられた任務、権限の範囲内の自らの決定、実施結果について国会に対し責任を負う。
2. 政府、首相の業務を報告する。国会、国会常務委員会に対し説明、質疑回答を行う。欠席の場合は副首相に担当を委任する。
3. 政府、首相の解決権限の範囲内で重要な問題については、国民に対し、マスメディアによる報告制度を実施する。

第30条 文書公布権限

1. 首相はその任務、権限を遂行するために権限により法的文書を公布し、その文書施行を検査し、違憲・違法文書进行处理する。
2. 首相は政府を代表し、政府文書に署名し、中央から地方までの行政機関に適用されるその文書を施行する決定・指示を発行し、その施行を案内・検査する。

第31条 副首相

1. 副首相は首相との分担により、首相の任務を手伝い、委ねられた任務について首相に対し責任を負う。
2. 首相が欠席する場合、首相に委任される副首相は首相に代わって政府の業務を指導する。

第4章

大臣、省庁同格機関の長の任務と権限

第32条 大臣、省庁同格機関の長

大臣、省庁同格機関の長は政府閣僚であり、省庁・省庁同格機関の長であり、省庁・省庁同格機関の業務を指導する。委ねられた部門、分野に対する公的管理について責任を負う。全国の部門、分野における法律施行を展開・把握する。

第33条 政府閣僚としての大臣、省庁同格機関の長の任務、権限

1. 政府全体の共通業務の解決に参加する。政府権限における諸問題を政府全員と一緒に決定し、連帯責任を負う。
2. 政府、首相の権限における方針、政策、制度、必要な法律文書を政府、首相に提案する。政府の業務と関連業務について、首相、副首相に対し、自発的に確認する。委ねられた案件、プロジェクト、法律文書の内容や提出スケジュールについて責任を負う。
3. 政府会議と会議の議決に参加する。
4. 与えられたまたは政府に委任された部門、分野の具体的な業務を実施する。委ねられた部門・分野において、法律施行や政府、首相の戦略、企画、計画、プログラム、決定の実施を指導・案内・検査する。
5. 首相に委任されたその他任務を実施する。

第34条 省庁・省庁同格機関の長としての大臣、省庁同格機関の長の任務と権限

1. 省庁・省庁同格機関の業務全体を指導・指示し、個人責任を負う。所属組織に対し採択された戦略、企画、計画、プログラム、決定および政府に委ねられた省庁・省庁同格機関の任務の実施を指導する。
2. 自分が長である省庁、省庁同格機関の機能、任務、権限における諸問題は権限により決定する、または政府、首相に提出する。
3. 副大臣、省庁同格機関の副長の任命、免職、解任、辞任許可を首相に提案する。

4. 委ねられた部門、分野の管理機能、任務を実施するために権限範囲内で法的文書を公布する。委ねられた部門、分野の発展政策を公布する、または政府、首相に提案し、公布を求める。

5. 幹部、公務員、従業員の採用、任命、免職、解任、配置転勤、評価、企画、教育、培養、賞賛、懲戒を行うとともに所属する組織、事業体に対し、公務員、従業員の管理レベル分担を法規により実施する。

6. 地方政府に対し、領域に基づき委ねられた部門、分野に関連するいくつかの任務を分配し・実施させる。所属する組織、事業体に対し、権力分配、委任を施す。

7. 科学技術研究、科学技術進歩応用の計画および委ねられた部門、分野における経済技術の基準、工程、規則、ノルマを決定する。

8. 分野横断協調組織、公的事業体の設立を法規により決定する。

9. 所属する組織、事業体の首長、副長の任命、免職、解任、辞任許可、業務停止、賞賛、懲戒を行う。

10. 全国において、委ねられた部門、分野における法律施行に対する監査、検査を指導・指示する。

11. 与えられた勤務場所、財産、勤務道具、予算を効果的に活用するために管理・指導する。委ねられた部門、分野における汚職予防防止、節約実行、浪費と官僚主義、権力の振る舞い・濫用の防止を実施する対策を決定する。

12. 省庁、省庁同格機関の管理責任に属する部門、分野における行政改革、公務・公務員制度改革の実施を指導・指示する。

13. 共産党・国会の機関や最高人民裁判所、最高人民検察院、ベトナム祖国戦線中央委員会、政治社会組織中央機関と緊密に協調する。民族評議会、国会の各委員会が関心を持つ問題を説明する。委ねられた管理責任における問題について、国会議員の質問に回答し、主権者の要請、ベトナム祖国戦線と政治社会組織の提案に返答する。

14. 政府、首相から任されたその他任務を果たす。

第 35 条 省庁、省庁同格機関、政府所属機関との関係における大臣、省庁同格機関の長の任務と権限

1. 大臣、省庁同格機関の長は、委ねられた部門、分野の任務を実施するために案内・検査するとともに省庁、省庁同格機関、政府所属機関と協調する。

2. 大臣、省庁同格機関の長は、他の大臣、省庁同格機関の長に対し、彼らが公布し、憲法、法律、上級機関または省・省庁同格機関によって交付され、大臣、省庁同格機関によって管理されている部門、分野に関する文書に反する規定の施行停止、廃止を要請する権利を有する。要請が受け入れられなかった場合には、首相に報告し、決定を求める。

第 36 条 地方政府との関係における大臣、省庁同格機関の長の任務と権限

1. 地方人民委員会に対し、委ねられた部門・分野の業務、または政府、首相から任された業務を実施することを指導・案内・検査する。

2. 憲法や法律、級機関の管理すべき部門、分野に関する文書に反する省級人民評議会の決議実施を停止することを首相に要請する。

省の人民委員会、人民委員会委員長の管理する部門、分野に関する文書に反する法的文書の実施停止・廃止を省の人民委員会、人民委員会委員長に要請する。人民委員会、人民委員会委員長が執行しない場合は、首相に報告し、決定を求める。

第 37 条 大臣、省庁同格機関の長の責任

1. 首相、政府、国会に対し、委ねられた部門、分野、省庁・省庁同格機関の活動の結果、効率、効果や委ねられた任務・権限範囲内で自らの決定とその決定実施の結果について個人責任を負う。政府の他の閣僚と一緒に政府の活動に集団責任を負う。

2. 首相、政府に業務報告を、国会、国会常務委員会に説明、質問回答を行う。

3. 管理責任所属の重要な問題については、国民に対し報告制度を実施する。

第 38 条 副大臣、省庁同格機関の副長

1. 副大臣、省庁同格機関の副長は、大臣、省庁同格機関の長が与えた任務を実施するために大臣、省庁同格機関の長を手伝い、委ねられた業務について大臣、省庁同格機関の長に対し責任を負う。

2. 副大臣、省庁同格機関の副長の人数は 5 人を超えない。国防省、公安省、外務省は 6 人を超えない。省、省庁同格機関の合併、または権限を有する機関の人事の配置転換、異動がなされる場合は、首相は国会常務委員会に提出し、決定を求める。

第 5 章

省庁、省庁同格機関、政府所属機関

第 39 条 省庁、省庁同格機関

1. 省庁、省庁同格機関は政府の機関であり、全国の部門、分野における一つまたはいくつかの部門、分野、公的サービスに対する国家管理機能を実施する。

2. 政府は省庁、省庁同格機関のそれぞれの機能、任務、権限、組織構造を定める。

第 40 条 省庁、省庁同格機関の組織構造

1. 省庁、省庁同格機関は署、事務所、監査、局、総局、公的事業体を含む。

2. 署、事務所、監査、局、総局、公的事業体には首長を置く。

署、事務所、監査、局、総局、公的事業の副長人数は 3 人を超えない。総局長の副長人数は 4 人を超えない。

3. 政府は省庁、省庁同格機関のそれぞれの性質、管理範囲、機能、任務、権限に基づき本条の 1 項で定めた機関の設立を決定する。

第 41 条 政府事務局

1. 政府事務局は政府、首相の業務補助機関であり、政府の規定に従って任務、権限を遂行するために政府、首相の業務を総合的な助言・助力する機能を持っている。
2. 政府事務局の長は大臣である政府事務局主任とする。

第 42 条 政府所属機関

1. 政府所属機関とは政府に設立される機関である。
2. 政府所属機関の長は政府の規定に従って任務、権限を遂行し、委ねられた任務、権限について政府、首相に対し責任を負う。
3. 本条の詳細規定は政府が定める。

第 6 章

政府の勤務制度

第 43 条 政府およびそれぞれの閣僚の勤務制度

政府およびそれぞれの閣僚の勤務制度は、政府全体の権限、責任を首相個人とそれぞれ閣僚個人の権限、責任と結合して実施する。

政府は集団制度で勤務し、多数により決定する。

政府の勤務制度は政府が定める。

第 44 条 政府の活動形態

1. 政府は 1 カ月に 1 回定期会議を開き、または首相の決定、国家主席の要求、もしくは閣僚の最低 3 分の 1 の要求に従い緊急会議を開く。
2. 政府が会議を開かない場合は、首相は閣僚に文書を送付し、意見を求める。
3. 政府は国家主席がその任務、権限を遂行するのに必要であると求めた問題を討議するために国家主席の要求により会議を開く。

第 45 条 政府閣僚の会議出席責任

1. 政府閣僚は政府会議に出席する責任を負う。会議を一定時間欠席する場合、首相の承諾を得ることとする。

首相は閣僚が欠席し、代替りの副長を政府会議に参加させることを許可できる。

2. 必要に応じて、政府所属機関の首長、省級人民委員会委員長は政府会議への参加が認められることとなる。

3. 政府閣僚でない出席者は政府会議に参加する際、意見を述べられるが、議決権を有しない。

第 46 条 政府会議

1. 政府会議は政府閣僚の最低 3 分の 2 が出席してはじめて行うことができる。
2. 首相は政府会議の内容を提案し、閣僚に通知する。

3. 政府の決定は政府閣僚の過半数の賛成議決を得なければならない。等しい議決の場合は、首相が賛成した意見に従うこととする。

第 47 条 政府会議に招待される人

1. 国家主席は政府会議に参加する権利を有する。
2. 民族政策を討論する際、政府は国会民族委員会委員長を政府会議に招く。民族政策実施規定を公布する時、政府は民族委員会の意見を得ることとする。
3. 関連問題を討論する際、政府はベトナム祖国戦線中央委員会と経済社会の中央機関の長を政府会議に招く。

第 48 条 政府の活動経費

政府の活動経費は国会が国の予算から拠出することを決定する。

第 7 章 施行

第 49 条 施行効力

本法は 2016 年 1 月 1 日より有効となる。

政府組織法第 32/2001/QH10 号は本法の発効日より失効となる。

第 50 条 詳細規定

政府は本法に委任される条項について詳細の規定を定める。

本法はベトナム社会主義共和国の国会第 13 期第 9 回会議において、2015 年 6 月 19 日に可決された。

国会議長
(署名済み)

グエン・シン・フン